

論点および集約・確認

～基本高水、基本方針、整備計画、新規ダム～

1. 委員の意見集約（前回欠席、退席委員の補充）

基本高水	A (4 7 0 0)	7 名+3 名 = 1 0 名
(5/12)	B (4 0 0 0)	1 1 名+1 名 = 1 2 名 (保留 = 1 名)
整備計画における新規ダム	×	1 4 名+3 名 = 1 7 名 (前回のまとめから × の 1 名が へ)
(5/12)		2 名+1 名 = 3 名 (代替策優先検討、ダムも排除せず)
		1 名+1 名 = 2 名
		(不詳が 1 名)

整備計画の目標値 (5/22)

言及者（触れた人数）	1 9 名 (5/22 は発言はなかったが、5/12 に発言済 2 名)
1/30 より下げる又は低い数値	1 1 名 (うち具体の数値 = 10 名、5/12 の発言を含むと 13 名)
1/30 めざすべき	7 名 (うちダムなしが前提 2 名、ダムも対象は 5 名)

2. 基本高水 (5/22)

「基本高水選択専門部会」を設置し、基本高水の一本化を図る討議を委ねる。
流域委員会は専門部会の結論を尊重して、基本高水を決定する。

3. 整備計画の目標流量と対策 (5/22)

3 0 年間で実現可能な対策を前提にした目標流量は、3 3 0 0 ~ 3 5 0 0 m^3/s 程度 (H16 型での計画規模は 1/20 程度に相当する) であり、新規ダムなしの計画を委員の多数が支持した。

県の主張する「上下流バランス論」による 1/30 規模 (3 8 0 0 m^3/s 程度) をめざすべきだという意見も 7 名あり、うち 5 名は新規ダム代替策である既存ダムの活用や遊水地での対応ができなければ、あるいはできないので新規ダムを対象にするべきだという少数意見もあった。あとの 2 名は新規ダムなしでやれるのなら、3 8 0 0 レベルをめざすべきという意見だった。

したがって、県は 1/30 規模の計画をめざすなら、まず第一に新規ダムなしでも実現可能な対策を示すことに努力すべきである。

新規ダムは説得力のある材料が出てこない限り、整備計画への位置づけは現時点で検討のしようがない。県は委員会の今後の審議スケジュールとからめて、審議の方法を提示するべきである。流域対策では、学校、公園はいずれも 100%、ため池は 50% の進捗を見込むという W T の提案が了承されたが、水田は 10 ~ 70% までの進捗率の幅をどのように煮詰めるか、なお、W T で協議する。

河道対策は W T 提案の 2800 に対して、さらに上積みして既往最大実績流量の 2900 は河道で最低限分担するよう要請する意見があった。W T でさらに検討する。

県は、新規ダムの代替策および流域対策の検討について、自ら積極的に取り組むよう、委員会として要請する。

引堤や堤防強化については、さらに W T で検討する。

4. 新規ダムの位置づけ (5/12)

基本方針では、基本高水数値の選択肢にかかわらず、河道と流域対策だけでは治水に対応できず、洪水調節施設で分担することが必要になる。

その場合には、新規ダムを含めた3つの洪水調節施設のいずれも、それぞれに抱えている問題点を検討する課題が残っており、現時点ではいずれかを選択することは困難である。不足分は3つの洪水調節施設を今後検討していく中で分担を決めることを併記する。その際には、新規ダムの代替施設である遊水地や既存ダムの活用を優先して検討する。

整備計画では、現時点ではダムを位置づけることはできないという委員が圧倒的に多数を占めており、「新規ダムは選択肢として残すが、新規ダム代替策を優先して検討する」という委員も含めると、新規ダムの位置づけに賛成する委員は2名にすぎない。少数意見の取り扱いは今後検討するが、県が環境問題等について新たな提案や説明がないかぎり検討のしようがないので、委員会としては整備計画では新規ダムを位置づけない方向で検討を進める。

県は、新規ダムを整備計画に位置づける主張をさらにおこなう場合には、新規ダムを造っても武庫川峡谷の環境を保全できること、あるいはダムが環境に与える影響の程度を根拠とともに明確にする。

以上